

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合①〉

資料9

## ① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

## ① 令和5年4月以前に指定を受けた場合

令和4年度	令和5年度												令和6年度												令和7年度		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パターンA																											
指定		経過措置期間(区分八)						支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※						R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
														▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													
パターンB																											
指定		経過措置期間(区分八)												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
														▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合②〉

## ②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)

令和5年度													令和6年度										令和7年度		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
<b>②令和5年5月～9月に指定を受けた場合</b>																									
指定 経過措置期間 (区分八)													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※										R6平均工賃(新式)		
													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(新式)に基づく区分※										R6平均工賃(新式)		
													この2ヶ所の工賃区分を比較する												
指定 経過措置期間 (区分八)																							R6平均工賃(新式)		
																							この2ヶ所の工賃区分を比較する		
<b>③令和5年10月に指定を受けた場合</b>																									
指定 経過措置期間 (区分八)													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(新式)に基づく区分※										R6平均工賃(新式)		
													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(新式)に基づく区分※										R6平均工賃(新式)		
													この2ヶ所の工賃区分を比較する												
指定 経過措置期間 (区分八)																							R6平均工賃(新式)		
																							この2ヶ所の工賃区分を比較する		

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

この2ヶ所の工賃区分を比較する

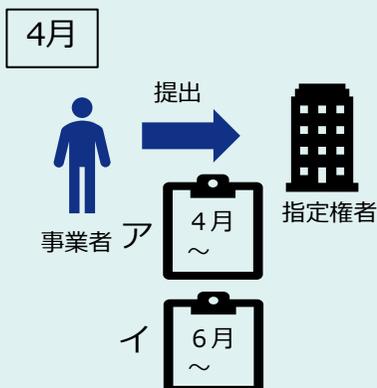


# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈指定権者における届出時の確認の流れ〉

別添資料②

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和8年6月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和8年6月中に行うことが基本であるが、事業所・自治体における事務処理負担軽減のため、令和8年4月に、「令和8年4月・5月分」及び「令和8年6月以降分」の届出書を同時に提出させることとしても差し支えない。その際の具体的な流れは以下のとおりを想定している。

令和8年度



基本報酬区分が就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の就労継続支援B型事業所は、令和8年4月15日までに、以下ア・イを提出する。

- ア 現行の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和8年4月・5月分）
- イ 見直し後の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和8年6月以降分）

ただし、以下に該当する事業所は、**イの提出は不要**。該当することが分かる根拠書類を提出する。

- ① 令和7年度平均工賃月額が**1万5千円未満**（アの報酬区分が**区分七または八**）の場合
- ② **令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている**場合  
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なる》
  - ・令和5年4月以前に指定を受けた事業所  
⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合
  - ・令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所  
⇒参考資料①により、比較する月を確認すること。



指定権者は、事業所から提出された**アに基づき**、**事業所台帳に登録**する。



指定権者は、事業所から提出された**イに基づき**、**事業所台帳に再登録**する。  
また、**イの提出が不要の事業所**については、**根拠書類を確認**する。

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

## 参考：システム上の取扱い①

システムにおける就労継続支援B型の基本報酬の算定区分は、令和8年6月算定分から、現行（左表）から、改正後（右表）へ切り替わる。

具体的には、以下のとおりとなる。

- ・現行で【（一）～（六）】と表示されていた区分は、【（R8改定対象外）（一）～（六）】の区分に自動で切り替わる
- ・現行の【（七）～（九）】の区分については、**変更なし**
- ・【（R8改定対象）（一）～（F）】の区分が**新設**される

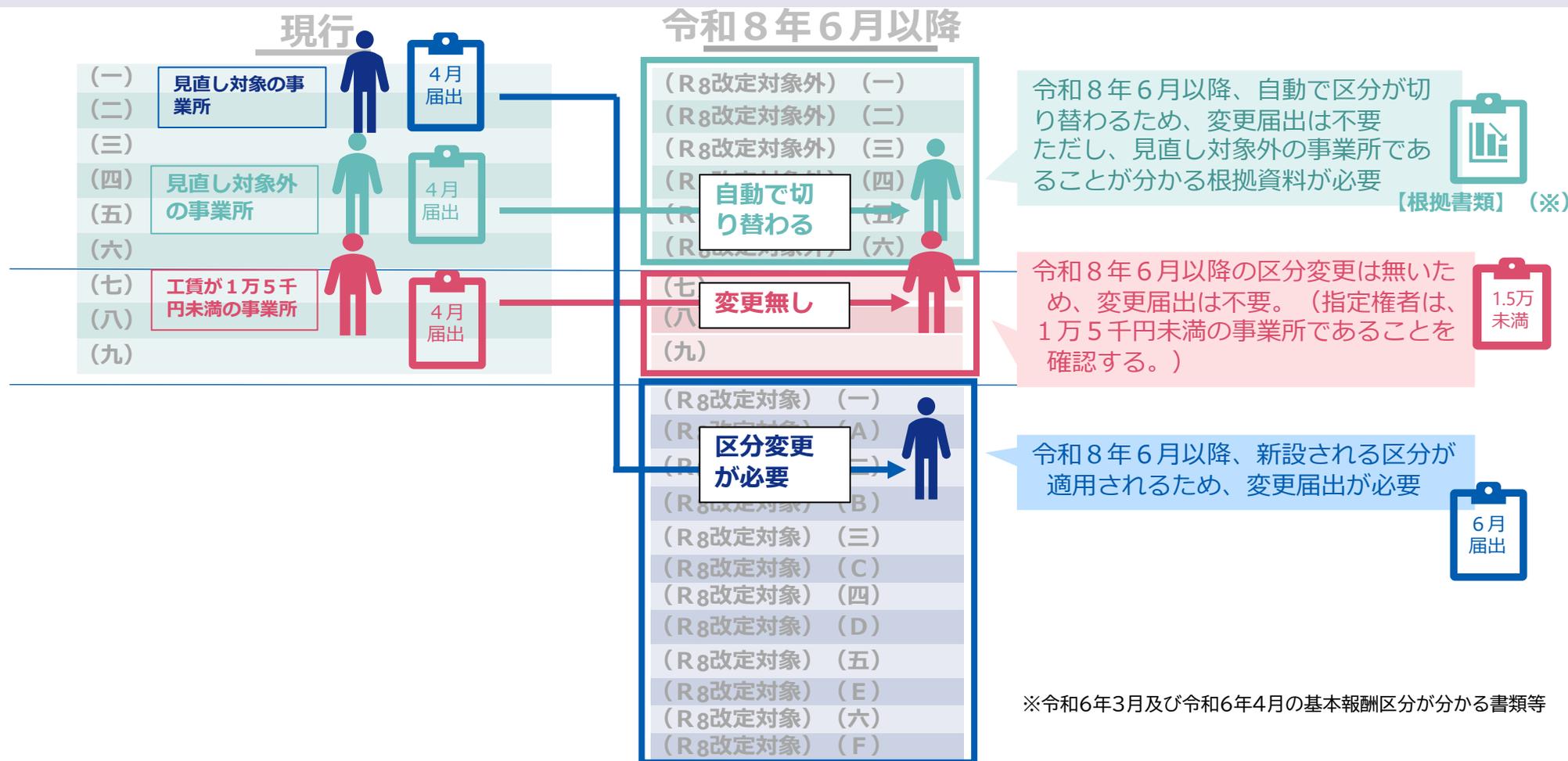
現行		令和8年6月以降	
（一） 4万5千円以上	自動で切り替わる	（R8改定対象外）（一） 4万5千円以上	従前の区分
（二） 3万5千円以上4万5千円未満		（R8改定対象外）（二） 3万5千円以上4万5千円未満	
（三） 3万円以上3万5千円未満		（R8改定対象外）（三） 3万円以上3万5千円未満	
（四） 2万5千円以上3万円未満		（R8改定対象外）（四） 2万5千円以上3万円未満	
（五） 2万円以上2万5千円未満		（R8改定対象外）（五） 2万円以上2万5千円未満	
（六） 1万5千円以上2万円未満		（R8改定対象外）（六） 1万5千円以上2万円未満	
（七） 1万円以上1万5千円未満	変更無し	（七） 1万円以上1万5千円未満	改定なしの区分
（八） 1万円未満		（八） 1万円未満	
（九） なし（経過措置対象）		（九） なし（経過措置対象）	
	新設	（R8改定対象）（一） 4万8千円以上	R8改定後の区分
		（R8改定対象）（A） 4万5千円以上4万8千円未満	
		（R8改定対象）（二） 3万8千円以上4万5千円未満	
		（R8改定対象）（B） 3万5千円以上3万8千円未満	
		（R8改定対象）（三） 3万3千円以上3万5千円未満	
		（R8改定対象）（C） 3万円以上3万3千円未満	
		（R8改定対象）（四） 2万8千円以上3万円未満	
		（R8改定対象）（D） 2万5千円以上2万8千円未満	
		（R8改定対象）（五） 2万3千円以上2万5千円未満	
		（R8改定対象）（E） 2万円以上2万3千円未満	
		（R8改定対象）（六） 1万8千円以上2万円未満	
		（R8改定対象）（F） 1万5千円以上1万8千円未満	

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

## ※参考：システム上の取扱い②

システムの変更に伴い、

- ・ **見直し対象となる事業所**は、令和8年6月以降は**新設される区分が適用**されるため、区分変更の届出が必要となる。
- ・ **見直し対象外となる事業所**は、令和8年6月以降は基本報酬区分の表示が、自動的に「R8改定対象外」と記載された区分に切り替わるため、**変更届出は不要**。（指定権者は、見直し対象外の事業所であることが分かる根拠書類を確認する。）
- ・ **工賃が1万5千円未満の事業所**は、令和8年6月以降は区分変更がないため、**区分変更の届出は不要**。（指定権者は1万5千円未満の事業所であることを確認する。）

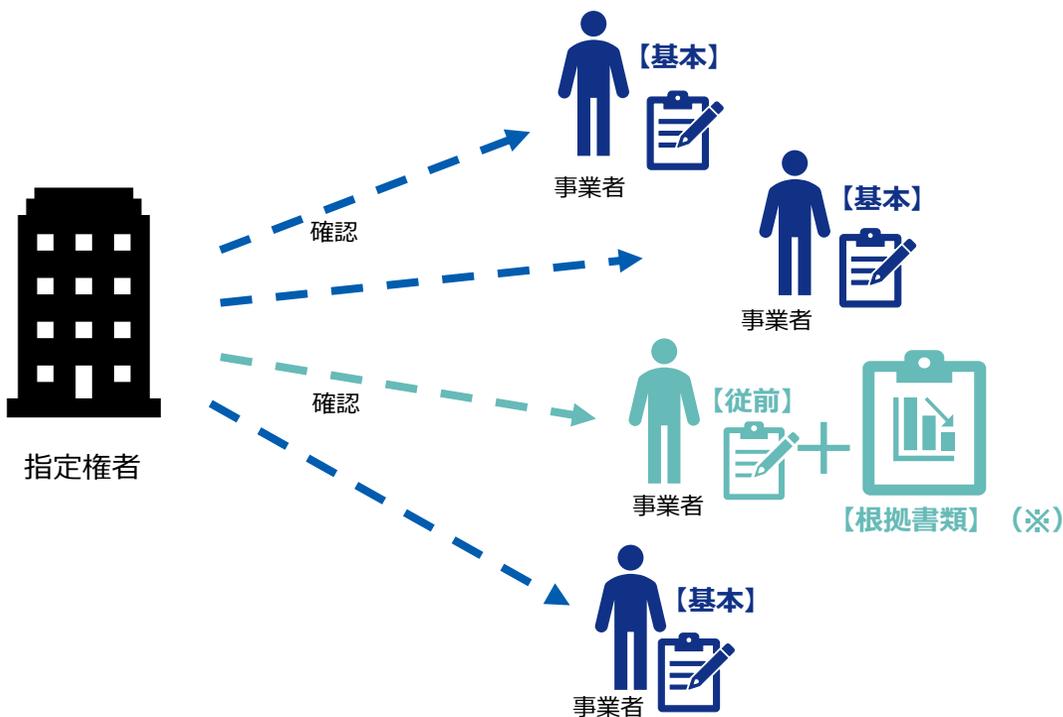


# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて <指定権者における運営指導時など年度途中の確認の流れ>

## <運営指導等における確認のイメージ>

### 事業所の基本報酬区分が

- **【R8改定後の区分一覧】** **【改定なしの区分】**  の場合  
 ⇒ 平均工賃月額と齟齬がないかのみ確認する  
 (R8改定の対象であることの確認は**不要**)
- **【従前の区分】**  の場合  
 ⇒ 平均工賃月額と齟齬がないか確認するとともに、  
**R8改定の対象外となる要件とその根拠書類(※)**を確認する



※令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等

## R8改定後の区分一覧

(R8改定対象) (一)	4万8千円以上
(R8改定対象) (A)	4万5千円以上4万8千円未満
(R8改定対象) (二)	3万8千円以上4万5千円未満
(R8改定対象) (B)	3万5千円以上3万8千円未満
(R8改定対象) (三)	3万3千円以上3万5千円未満
(R8改定対象) (C)	3万円以上3万3千円未満
(R8改定対象) (四)	2万8千円以上3万円未満
(R8改定対象) (D)	2万5千円以上2万8千円未満
(R8改定対象) (五)	2万3千円以上2万5千円未満
(R8改定対象) (E)	2万円以上2万3千円未満
(R8改定対象) (六)	1万8千円以上2万円未満
(R8改定対象) (F)	1万5千円以上1万8千円未満



### 【基本区分】

## 改定なしの区分

(七)	1万円以上1万5千円未満
(八)	1万円未満
(九)	なし(経過措置対象)

## 従前の区分一覧

(R8改定対象外) (一)	4万5千円以上
(R8改定対象外) (二)	3万5千円以上4万5千円未満
(R8改定対象外) (三)	3万円以上3万5千円未満
(R8改定対象外) (四)	2万5千円以上3万円未満
(R8改定対象外) (五)	2万円以上2万5千円未満
(R8改定対象外) (六)	1万5千円以上2万円未満



### 【従前区分】

### 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

■令和8年度報酬改定に伴う区分の届出届の提出について

令和8年6月に就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の基本報酬区分が変わります。就労継続支援サービス（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の事業所は、「令和8年4月・5月分の届出書」と併せて、「令和8年6月以降分の届出書」も提出してください。ただし、以下の①・②のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用になるため、「令和8年6月以降分の届出書」の提出は不要です。

①今回届け出る区分（令和7年度工賃実績に基づく令和8年度の基本報酬区分）が「1万円以上1万5千円未満」「1万円未満」の場合

②令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合  
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なります。》

- 令和5年4月以前に指定を受けた事業所  
⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合  
【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
- 令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所  
⇒区分八が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。  
参考資料①で比較する月を確認してください。  
【根拠書類：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類】

※令和6年4月以降に指定を受けた事業所は、令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。（①に該当しない場合は、「令和8年6月以降分の届出書」を提出してください）

「令和8年6月以降分の届出書」	届出書の提出 ※該当する方に○をしてください	「必要なし」を選択した場合、下記□に該当する理由 (①・②のいずれか)を選択してください
	必要あり・必要なし	に該当するため

※「必要なし」の場合、①・②に該当することが分かる根拠書類を添付してください。

事業所名		
サービス費区分	1. 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 2. 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) 3. 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)	4. 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ) 5. 就労継続支援B型サービス費(Ⅴ) 6. 就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)
定員区分	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下	4 81人以上 5 20人以下
サービス費	平均工賃月額区分	1 4万5千円以上 2 3万5千円以上4万5千円未満 3 3万円以上3万5千円未満 4 2万5千円以上3万円未満 5 2万円以上2万5千円未満
		6 1万5千円以上2万円未満 7 1万円以上1万5千円未満 8 1万円未満 9 なし(経過措置対象)

(Ⅰ) ・ (Ⅱ) ・ (Ⅲ)	支払工賃 額の状況	月	4	5	6	7	8	9	10	11	
		工賃総額(円)									
		延べ利用者数									
		開所日数									
		月	12	1	2	3	計				
		工賃総額(円)						平均工賃月額① _____ 円			
		延べ利用者数									
		開所日数									
								重度障害者支援体制加算(Ⅰ) を算定している場合 (①+2000円) _____ 円			
		サービス費 (Ⅳ) (Ⅴ)	ピアサポーターの配置	有 ・ 無							

注1 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を

算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。

注2 重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。

注3 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。

注4 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を

算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。

なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーター等の配置に関する届出書」を提出すること。

